⑷　入札保証金及び契約保証金
　ア　入札保証金　免除
　イ　契約保証金　請負代金の10分の３以上（保証金納付場所　三井住友銀行大阪公務部）。
　　ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札又は工事費内訳書を提出しない者等がした入札は、無効とする。
⑹　契約後の技術提案　工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　ア　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　イ　上記２⑺に掲げる競争参加資格の要件を申請書等提出時において満たせない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。
⑿　詳細は入札説明書による。

６　契約に係る情報提供の協力依頼　次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。
　なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。
⑴　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
⑵　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
７　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akira Suzuki, Superintendent, Osaka Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work including facilities development for the Hakusan General Train-Depot
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail : 4 : 00 p.m. 19 December 2011 (application forms and relevant documents for the qualification brought with : 4 : 00 p.m. 19 December 2011)
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 p.m. 25 January 2012 (tenders brought with : 1 : 00 p.m. 25 January 2012 or tenders submitted by mail : 1 : 00 p.m. 25 January 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Osaka Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railways Construction, Transport and Technology Agency, 5―36 Miyahara 3-chome Yodogawa-ku, Osaka-shi 532―0003 JAPAN Tel 06―6394―6029

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 11 月 18 日
　国立大学法人大阪大学総長　平野　俊夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪大学（微研）南館新営その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　大阪府吹田市山田丘２番１号（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）
⑷　工事概要　建築工事一式（新築　鉄骨造地上９階地下１階建・建物延べ面積約7,388㎡、改修　鉄筋コンクリート造地上３階建・建物延べ面積約426㎡、取り壊し　鉄筋コンクリート造地上３階地下１階建・建物延べ面積約3,722㎡）、エレベーター工事一式、外構工事一式の微生物病研究所南館の新営その他工事である。
⑸　工期　平成24年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鉄骨約1,130ｔ、鉄筋約510ｔ、コンクリート約3,110㎥、板ガラス約2,130㎡
⑺　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事においては、競争参加資格確認申請、資料の提出及び入札を電子入札システムにより行う。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成23・24年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,250点以上であること。
⑷　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積5,500㎡以上の校舎、研究施設の新築工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、各構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経常建設共同企業体にあっては、各構成員が、専任で上記技術者を配置できること。
　①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
　②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上７階建以上かつ延べ床面積5,500㎡以上の校舎、研究施設の新築工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
⑹　国立大学法人大阪大学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。